

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和7年度 名古屋港浚渫土を活用した人工石施工方策検討業務
業 務 概 要	本業務は、浚渫土を転炉系製鋼スラグ及び高炉スラグ微粉末により固化したものを港湾資材として活用するため、浚渫土人工石の製作における効率的な施工手順、施工方法、仮設計画等について、施工計画の立案、発注図書の作成を行うもの。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 び に そ の 所 属 す る 部 局 の 名 称 及 び 所 在 地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 加賀谷 俊和 愛知県名古屋市港区築地町2番地
契 約 年 月 日	令和7年6月4日
契 約 業 者 名	一般財団法人 港湾空港総合技術センター
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区霞が関3-3-1
契 約 金 額 (税 込)	¥18,700,000.-
予 定 価 格 (税 込)	¥18,821,000.-
随 意 契 約 に 対 し て の 理 由	本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、一般財団法人港湾空港総合技術センターを契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。
業 務 場 所	名古屋港湾事務所
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和7年6月4日
履 行 期 間 (至)	令和7年12月19日
備 考	

プロポーザル評価表

1. 件 名 令和7年度 名古屋港浚渫土を活用した人工石施工方策検討業務

2. 所属事務所 名古屋港湾事務所

3. 技術提案書の特定通知日 令和7年5月23日

技術評価点の算定過程における端数処理の都合上、技術評価点内訳の合計と技術評価の得点計は一致しない場合がある。

業 者 名	技術評価点の内訳			技術評価点 合計	備 考	摘要
	予定管理技術者の経験及び能力	実施方針・実施フロー・工程表・その他	特定テーマに対する技術提案			
評価のウェイト	80	80	160	320		
一般財団法人港湾空港総合技術センター	69.00	45.33	104.00	218.33		特定

随意契約理由書

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 業務件名 | 令和7年度 名古屋港浚渫土を活用した人工石施工方策検討業務 |
| 2. 契約相手 | 一般財団法人 港湾空港総合技術センター
東京都千代田区霞が関3-3-1 |
| 3. 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、浚渫土を転炉系製鋼スラグ及び高炉スラグ微粉末により固化したものを港湾資材として活用するため、浚渫土人工石の製作における効率的な施工手順、施工方法、仮設計画等について、施工計画の立案、発注図書の作成を行うもの。</p> <p>本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。</p> <p>審査の結果、一般財団法人港湾空港総合技術センターを契約の相手方として特定した。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。</p> |
| 4. 摘要条文 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 |